

## 死刑執行に抗議する会長声明

1 2015年6月25日、名古屋拘置所において、死刑確定者1名に対して死刑が執行された。昨年10月の上川陽子法務大臣の就任後初めての死刑執行であり、第2次安倍内閣誕生以降では、2014年8月以来の7回目で、合わせて12人になる。

2 本件は、一審の死刑判決後一旦控訴がなされたが、被執行者により取り下げられて確定したとされ、弁護人が、控訴の取下げ無効を主張していた事案である。また、控訴取下げ後の弁護人との立会いなしの接見が拒否されたことについて国家賠償請求が認められており、再審請求の準備中であったと言われている。

さらに本件は、重要な犯情や一般情状事実等に鑑みて死刑適用が相当か否かなど多数の争点があり、現に一審で被執行者と同様に死刑判決を受けた共犯者は、控訴審で無期懲役に減刑され確定している。

とりわけこのような状況下で死刑が執行されたことは極めて遺憾であり、当会は改めてこの度の死刑執行に強く抗議する。

3 死刑の廃止は国際的な趨勢であり、世界で死刑を廃止又は停止している国は140か国に上っている。死刑を存置している国は58か国あるが、2014年に実際に死刑を執行した国は、日本を含め22か国である。いわゆる先進国グループであるOECD（経済協力開発機構）加盟国34か国の中で死刑制度を存置している国は、日本・韓国・米国の3か国のみであるところ、韓国は17年以上にわたって死刑の執行を停止、米国の19州は死刑を廃止しているから、死刑を国家として統一して執行しているのは日本のみである。

こうした状況を受け、国際人権（自由権）規約委員会は、2014年7月、日本政府に対し、改めて死刑の廃止について十分に考慮すること等を含む勧告を行い、同年12月の国連総会においては、すべての死刑存置国に対する、死刑の廃止を視野に入れた死刑執行の停止を求める決議が過去最高数の賛成多数で採択されている。

4 当会は、これまでの死刑執行にも繰り返し抗議を重ねてきたところ、この度の死刑執行に強く抗議するとともに、政府が速やかに死刑の執行を停止し、死刑に関する情報を広く国民に公開し、死刑制度の廃止について全社会的議論を直ちに開始することを強く求めるものである。

2015（平成27）年7月2日

宮崎県弁護士会

会長 町元真也

